

令和7年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告に  
ついて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和7年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

令和7年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	1 配水設備拡張費	91,533,000	31,800,000	59,733,000	0	34,700,000	25,033,000	0	0	関連する他の工事等との調整、井戸の水位の回復等に不測の日数を要し、年度内の支出が困難となったため、繰り越したものである。
		2 配水設備改良費	323,992,000	46,100,000	277,892,000	36,388,000	101,600,000	139,904,000	0	0	関連する他の工事、隣接者等との調整、国の事業採択、世界情勢の影響に伴う部品不足による機器の作成等に不測の日数を要し、年度内の支出が困難となったため、繰り越したものである。